



表明いたしまして、四月の十五日は提出を予定いたして、正式に議運において発表いたしておりましたのが、実際には四月の二十五日に提出を見ておるわけでありまして、十日間の、そこに大きな食い違いが現われておるのあります。これは、御承知のこととおりであります。このようにして、外交あるいは予算面等において完全に大きな失敗となりました防衛分担金削減の交渉が大きな遅延の原因となつておるわけございますが、すべり出しにおいて、このようないきなり出しを開始いたしました鳩山内閣のその後の国会の乗り切り方針を見じ得るときには、私どもいたしましては、どうしても真に国会に対して誠意ある態度を示しておられるものと了解するに、はなはだ困難な点が生じて参りましたのであります。

きのうの醜院東當委員会におきまして、あと会話をわづか二日残すのみとなりましたその立場において、官房長官が離選で質問に答えたのでござりますが、その官房長官の言明いたしました内容につきまして、私どもは、さらにあせんとせざるを得なかつたのであります。何となれば、官房長官は、あと二日しか会期の残っておらないその現状において、なお未提出で、しかも今後国会に提案して成立をはかるために検討中であるといふ法律案を十数件残してある事實を報告されたのであります。さらにまた、今まで醜選その他におきまして公的に政府が提出の用意のあることを示されなかつた、新しく提出を考慮中のものも二件もあることを報告されました。私どもは、このような官房長官の報告は、一休、あと二日会期を残したまゝのうといふ時期において、どうした氣持でそのような報告をされましたものか、はなはだ了解に苦しむ次第でござります。しかも、また、余り農産物協定の締結に伴いましては、新しく特別会計等を起す必要も現実に責任ある政府として起つてゐるはずでござります。予算审查本会期中におきましては絶対に成立し得ざる状況下にありますことを考えまするならば、このような内閣の国会に臨む態度といふものは、まさに私どもが今日まで体験をしたことのないところの憲憲内閣と言わざるを得ないのであります。

しかも、内閣がこの問題についてどのような努力をしてゐるかをうかがうに足る一つの資料といなしまして、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきましては、官房長官は提出をするため検討中であるということを申しま

したが、そのとききびすを絞って委員会に入つて参りました担当の運輸大臣は、この日本国有鉄道法の改正法案は今国会においては提出しないつもりであるといふことをいたしておるのであります。私の不一致に対する質問に対しまして三木運輸相は、事もなげに、あれば私のおそらく連絡不十分でことに基因するものでありますよと答弁をいたしておるのであります。あとわざか会期二日しか残さないにおいて、今から連絡をするとかあるいは今まで連絡を私の責任におしなかつたのだとか、そういうふじることで、果して、国会乗り切りにして、この内閣は統一ある感覚としたかどうかということについきな疑問なしとせざるを得ないのを述べました。

まして、政府はこういうことについて  
まことに見通しといふのを持つてお

私どもは、昨年の国会におきまして、会期延長をめぐって、空前の賑闘事件を起し、この増上を通じて国民の前に自憲国会の姿を示したのであります。そこで、今日の状態をながめると、私は、政府や与党の態度といふものは、これだけの期間があるならば、これだけの法案を通過し得る、という見通しなもつて、国会の期日を要求しておると思うのであります。ところが、近來の内閣は、予定があつても、自分たちの予想が狂つても、自分たちの法案を通すために何回でも会期を延長する。ちょうど、今日の状態は、土俵があるけれども、押し出されると土俵を広げる、また押し出されるなどあつて、伸ばす。三回でも四回でも五回でも伸ばして、自分たちの主張を通すためには、会期延長は幾度でも繰り返すといふ

予算案が通過せざる今にその影響をいかがおきぬかれて、ある程度の期間は私はやむを得ないと思ふのであります。しかしながら、そのルールをきめる問題につきましては、自由、民主両党のいわゆる四者会談だけお開きになつて、そうしてそれが結果をこの議場において押し附ける、そういうやり方でなくて、ほんとうにこれだけの審議期間が必要である、これは党派を超えて協力を願ううならば、社会党もまた大きな見地から同調するの用意を持つておったのであります。しかるところ、今日の状況は、自民両院の姿といふものは、まさに私たちによりましては不明朗な法律でもって押しつけられて参ったのですから、いたさうにも、国政審議の確立などルールを作らうとするにも、どうに

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、この際、中居英太郎君提出、東北水害に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(森谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

・ 東北水害に関する緊急質問を許可いたします。中居英太郎君。

〔中居英太郎君登壇〕

○中居英太郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、今次東北地方にお

一途たどる傾向にあるのであります。それで、計算上算定の困難な各種産業や住宅、農地等の直接間接の被害を計算いたしますると、その惨状まさにりつ然なるものを感じざるを得ないのであります。(拍手)煙作地帯の農民は、年間収入の最も大きな支支を失いました。水田農業者は、秋の収穫を、すでにその出発において挫折せしめられてしまひたのであります。また、赤字財政に悩む地方团体は、打ち続く災害復旧に、その財源確保の方途すらもなく、今や重大な岐路に立たされておるのであります。もしも、これほどの災害が近県があるいはまた関西方面に起つたと假定いたしましたならば、その実相は瞬時にじて中央に反映せられまして、また世論もほうほいとしてこれを論ずるであります。

ところの、治水行政の抜くべからざる欠陥と思うのであります。すなわち、一朝災害が発生するや、土木関係予算はその大部分を復旧事業のために投下せられまして、せっかくの新規改良工事や防災工事は極端な圧縮を受け、危険な個所がいつまでたっても危険なままに放置せられておるのが、偽りなりい実情であります。この弱点を追い打つでもするかのように、水害が季節的に来襲いたしまして、さらに数倍するところの損害復旧のための支出を余儀なくせしめておると思うのであります。國家経済の上から見ましてもまさに拙劣なことであり、このような循環を繰り返しておる限り、とうていわが国の治山治水の成果は期し得られないと思ひるのであります。従いまし

よな、国權の最高機關である国会の運営がまことに奇妙さをもつてゐるような事態になつておることは、遺憾にたゞえども、ところであります。(拍手)これはやはり国会運営のルールといつものがござります。この原則といふものはお互に守つて、政府が要求いたしました九十四回、その期間のうちにこれだけの法案を提出するという見通しをもつてその審議を願ひ、その期間中に審議未了となるならば政府の負けといったまして、あらためて次の国会にこれを出すということが——これは、鳩山さんのような鷹派能の政党政治家が絲理大臣であられる鳩山内閣においてすら、おなかつこうしたことなどあること、いうことは、まことに私どもは遺憾極まりにたゞざるところと思うのであります。(拍手)私どもは、この政府の会期延長は、

協力でき得ざる姿を現出しておるのが  
今日の姿であるといふのであります。  
従いまして、今後の会期は延長のルール  
にいたしましても、これは、私ども  
は、あくまでも国会の全般の運営をは  
かって公平に相きめたいと思うのであ  
りまして、この一ヶ月間の大綱延長に  
は遺憾ながら反対せざるを得ないので  
あります。

以上をもつて私の反対討論いたし  
ます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は  
終局いたしました。

採決いたします。会期を七月一日か  
ら同三十日まで三十日間延長するに賛  
成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつ  
て会期は三十日間延長するに決しました。

ける水害につきまして緊急質問を行  
い、政府にその所轄をたたさんとする  
ものであります。  
去る六月二十四日東北一帯を襲いま  
した豪雨は、その雨量五百ミリから三百  
ミリにも達するほどのものでありますし  
て、翌二十五日から二十六日未明にかけ  
まして、岩手、秋田、山形の三県を  
中心とする東北一帯に大水害をもたら  
したことは、御承知の通りであります。  
この水害によりまして、相当数の死  
傷、行方不明者を出したのみか、家庭  
被害は一九万九千八百戸に及び、水田、  
畑地の冠水、流失、埋没は実に五万六  
千余町歩に及んでおるのであります。  
しかも、その後調査が進むに従いまし  
て、そのほかにも、山林、河川、橋梁  
等、直接損失のみで約百億円に達す  
ると推定せられております。

しょ。しかしながら、これと反対に、備讃地の東北の農民は、その性格もさることながら、襲い来る大自然の威厳の前に、ただぼう然自失、そのなすところを知らないと申し上げても過言ではないと思うのであります。

由来、東北地帯は常に四季の災害に悩まされ、ことに、終戦後、十指にも余る風水害に災いされ続けて参ったのであります。が、今回程度の降雨量でこのような甚大な損害をこうむったということは、まことにその例を見ないところであります。このことは、とりもなおさず、前回の災害復旧がまだ完成していないといふ事実を物語る以外の何ものでもないのであります。復旧前にはまたまた水難に襲われるという悪循環がもたらした現象と言わざるを得ないのであります。(拍手)

こうした傾向は、ひとり東北のみの

協力でき得ざる姿を現出しておるのが今日の姿であるといふのであります。従いまして、今後の会期は議長のルールにいたしましても、これは、私どもは、あくまでも国会の全般の運営をはかつて公平に相きめたいと思うのであります。  
以上をもつて私の反対討論といたします。(拍手)  
○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。  
採決いたします。会期を七月一日から同三十日まで三十日間延長するに賛成の諸君の起立を求めてます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて会期は三十日間延長するに決しました。

ける水害につきまして緊急質問を行ふ、政府にその所轄をたたさんとするものであります。

去る六月二十四日東北一帯を襲いました豪雨は、その雨量五百ミリから三百ミリにも達するほどのものでありますて、翌二十五日から二十六日未明にかけまして、岩手、秋田、山形の三県を中心とする東北一帯に大水害をもたらしたことは、御承知の通りであります。この水害によりまして、相当数の死傷、行方不明者を出したのみか、家屋被害は一九万九千八百戸に及び、水田、畑地の冠水、流失、埋没は実に五万六千余町歩に及んでおるのでありますて、そのほかにも、山林、河川、橋梁等、直接損失のみで約百億円に達すると推定せられております。しかも、その後調査が進むに従ひまして、判明いたしましたる被害額は増加の一途をたどる傾向にあるのでありますて、財務省上算定の困難な各種産業や生産、直接間接の被害を計算いたしましたると、その状況までついたるものを感じざるを得ないのであります。(手招) 畑作地帯の農民は、年間収入の最も大きな差支を失いました。水田農業は、秋の収穫を、すでにその出発において挫折せしめられてしまひたのであります。また、赤字財政に悩む地方團体は、打ち解く対策復旧に、その財源確保の方途をさもなく、今や重大な岐路に立たされておるのであります。もしも、これほどの灾害が近県があるいはまた関西方面に起つたと仮定いたしますならば、その実相は瞬時にじて中央に反映せられまして、また世論もほうはいとしてこれを論ずるであります。

しよう。しかしながら、これと反対に、備讃地の東北の農民は、その性格もさることながら、襲い来たる大自然の威厳の前に、たゞうな自失、そんなところを知らないと申上げても過言ではないと思ひます。

由來、東北地帯は常に四季の災害に悩まされ、ことに、終戦後、十指にも余る風水害に災いされ続けて参ったのであります。が、今回程度の降雨量でこのような甚大な損害をこうむったということは、まさにその例を見ないところであります。このことは、とりもなおさず、前回の災害復旧がいまだ完全してないといふ事実を物語る以外の何ものでもないのでありまして、復旧前にまたまた水害に襲われるといふ悪循環がもたらした現象と言わざるを得ないのです。(拍手)

こうした傾向は、ひとり東北のみの状態でなく、全国各地に見られるところの、治水行政の抜々へからざる欠陥と思うのです。すなわち、一朝災害が発生するや、土木関係予算はその大部分を復旧事業のために投下せられまして、せっかくの新規改良工事や防災工事は極端な圧縮を受け、危険な個所がいつまでたっても危険なままに放置せられておるのか、偽りなりい実情であります。この弱点を追い打つでもするかのように、水害が季節的に来襲いたしまして、さらに数倍するところの損害復旧ぶための支出を余儀なくせしめておると思うのであります。國家経済の上から見ましてもまさに拙劣なことであり、このような悪循環を繰り返しておる限り、とうていわが国の治山治水の成果は期し得られないと思ひます。徒いまじ





開提出、道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を認め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり】

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。建設委員長内海安吉君。

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。建設委員長内海安吉君。

二イ 昭和三十一年度においては、昭和二十九年度に係る道路整備五箇年計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律に基く國の負担金又は補助金の歳出決算額(支出額から前年度繰越額を控除し翌年度繰越額を加算した額をいふ。以下同じ)が同年度の揮発油税の収入額の決算額の三分の二に不足するときは、当該不足額。

ロ 昭和三十二年度においては、昭和三十一年度の道路整備費の歳出決算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額。

ハ 昭和三十三年度においては、昭和三十一年度の道路整備費の歳出決算額(同年度の道路整備費の歳出決算額に不足するときは、当該不足額)が同年度の揮発油税の収入額に規定する不足額に相当する額が含まれている場合においては、当該額に相当する額を控除した額)が同年度の揮発油税の収入額に不足するときは、当該不足額。

ミ 昭和三十三年度においては、道路法第五十三条第一項又は道路整備五箇年計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律に規定する政策(昭和二十四年政令第六十一号)第十二条第二項の規定により昭和三十一年度末までに納付された地方公共団体の負担金を昭和三十一年度以降の事業に係るものと認めます。第一は、道路整備費の財源措置が現状にあらず、地方財政の実情に則しない点があるものと認めます。この点を明確にする必要が痛感されて参りましたのであります。

かつて、直轄事業の地方負担金のかくて、採決に入りましたところ、まず西村力恵君より提出されました附帯決議案が提出せられ、原案は正案は少數をもつて否決され、原案は直轄で道路事業を行なう場合は、三十一年度以後の事業については、その直轄事務に相当する部分を除く)の類)と認めます。この法律は、公布の日から施行する。

十一号】を削る。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。第十四条中「(昭和二十四年政令第六十号)」を削る。

【報告書は会議録追録に掲載】

○内海安吉君登壇

○内海安吉君 大だいま議題となりました道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、本法案の提出の理由並びに内容について申し上げます。

第十六国会で議員提出により成立いたしました道路整備費の財源等に関する臨時措置法におきましては、毎年度

附帯決議は次の通りであります。

附帯決議

一、政府は本法立法の趣旨たる道路整備五箇年計画完成のために必要な財源として揮発油税収入以外の一般収入を毎年度の道路整備費に充當すること。

二、政府は、道路整備の現況に鑑み本法の制度を恒久化するよう最近の機会において所要の立法措置を講ずること。

以上によつて政府原案は可決された

よろづ次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決です。本案を委員長報告の通り可決すること。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議説明は延期し、本日はこれにて散会せられることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

官報(号外)

七

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて動議のことく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

出帝國務大臣

內閣總理大臣

厚生大臣 川崎秀二君  
農林大臣 河野一郎君

郵政大臣 松田竹千代君

建國大臣 竹山禪太師君  
出席政府委員

内閣官房長官　根本龍太郎君

大清政局

朗報を省略した報告

し、その旨参議院に通知した。

銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を

改正する法律

法第七条の規定に基き、昭和三十一年

度地元田舎の京ノ前田の経営の上に  
額縫を受領した。

一、昨三十八日常任委員会において、

農林水產委員會

理事 足鹿 覺君（理事足鹿觀

第三十二回 家興作

議院運營委員會

新編 一卷

任につきその補欠

任委員の辞任を許可した。

内閣委員 横井 奎夫

外雅賓

昭和三十年六月十九日

文教委員	加藤鏡五郎君	久野忠治君
社会労働委員	永山忠則君	山下榮三君
農林水産委員	田中継之進君	田中継之進君
保育	茂君	松山義雄君
商工委員	和田博雄君	水谷長三郎君
予算委員	松野賴三君	足鹿覺君
渡邊惣藏君	稻富稲人君	井堀繁雄君
内閣委員	渡邊惣藏君	井堀繁雄君
外務委員	松本七郎君	永山忠則君
文教委員	松山義雄君	井堀繁雄君
社会労働委員	松本七郎君	加藤鏡五郎君
農林水産委員	足鹿覺君	井堀繁雄君
予算委員	和田博君	水谷長三郎君
商工委員	櫻井奎夫君	松平忠久君
保育	山下榮二君	松野賴三君
委員長提出	案は次の通りである。	案は次の通りである。
財團法人日本海員会館に対する国有財産の譲与に関する法律案(大蔵省)	一、昨二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。	一、昨二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。
地方自治法第百五十六条规定の規定	は次の通りである。	は次の通りである。

定に基き、税関支署の設置に関する議案を求める件

一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領したた。

公職選挙法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

警察法の一部を改正する法律案（菅野和太郎君外五名提出、衆法第三二号）

地方自治法第五百五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に関する議案を求めるの件（内閣提出、承認第二三号）

大蔵委員会付託

並は振興法案（平野三郎君外四名提出、衆法第三〇号）

農林水産委員会付託

一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（石村幸作君外十名提出、參法第一三号）

（1）公職選挙法改正に關する調査特別委員会付託

（2）航空業務に關する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件

（3）船舶の滅失又は沈没の場合における賠償の補償に關する条約（第十二号）の批准について承認を求めるの件

海上で使用することができる兒童の最低年齢を定める条約（千九百三十九年）

六年の改正条約(第五十八号)の批准について承認を求めるの件  
船員の健康検査に關する条約(第十三号)の批准について承認を求めるの件  
商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための國際条約への加入について承認を求めるの件  
観光旅行のための通関上の便宜供給に関する条約に追加された観光旅行用伝用の資料の輸入に関する譲定の批准について承認を求めるの件  
一、昨二十八日參議院に送付した本件提出案は次の通りである。  
風俗営業取締法の一部を改正する法律案  
關稅定率法の一部を改正する法律案  
一部を改正する法律案  
一、昨二十八日參議院に送付した内提出案は次の通りである。  
砂糖消費税法案  
日本専売公社法の一部を改正する法律案  
物品税法の一部を改正する法律案  
一、昨二十八日予備審査のため次の院議員提出案を參議院に送付した内提出  
野和太郎君外五名提出  
関稅定率法の一部を改正する法律案  
一部を改正する法律案(大蔵省監修提出)  
警察法の一部を改正する法律案  
野和太郎君等提出  
財團法人日本海員会館に対する國の財產の譲与に關する法律案(大蔵省監修提出)

憲法調査会法案（清潤一郎君外四提出）  
一、昨二十六日參議院送付の次の内  
提出案を可決した旨參議院に通知した。  
銃砲刀劍類等所持取締令等の一部  
改正する法律案  
一、今二十九日提出した緊急質問は  
の通りである。  
東北水害に関する緊急質問（中居  
太郎君提出）